

千葉県屋外広告物規制図

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課

令和7年4月

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定

【 Ⅰ】は告示の年及び告示番号

（第6号及び第7号によるもの）

- 一般国道127号線のうち船山市船形字野原1416番地先(市境)から同市船形字堂下丁1332番地先までの区間の路面並びにその山側50メートル以内の区域及び海岸線までの区域【S44-428】
- 一般国道410号線のうち南房総市千代町北朝夷字市場196番の1(川尻川)地先から同市千代町瀬戸字矢原3179番(瀬戸川)地先までの区間及び一般県道和田丸山線(南房総市和田町海発字取手原1605番7地先から同市子母沢原1936番2地先までの)の全区間の路面並びにその山側50メートル以内の区域及び海岸線の自然公園域又は海岸線までの区域【S44-428】
- 主要地方道飯岡一宮線のうち旭市三川5717番地先から同市横根1353番地先までの区間の路面及びその市南海岸線までの区域【S44-428】
- 一般国道464号線のうち境田交差点から長兵衛大橋までの区間の路面及びその北側自然公園域までの区域【S44-428】
- 一般県道天津小湊奥浜線のうち鴨川市内通字間ヶ谷3210番の2地先から同市内通字旗戸2997番地先までの区間の路面及びその両側100メートル以内の区域【S44-428】
- 夷富御前宮町道1-1号線のうち同町首2165番地から同町道1-2号線との交差点まで及び同町道1-2号線のうち同町道1-1号線との交差点から同町宮前田945番の5地先までの区間の路面及びその両側自然公園域又は海岸線までの区域【S44-428】
- 東日本旅客鉄道株式会社内房線のうち京浜津浦線北支線栗野切(森鉄駅起点54,377キロメートル)から同市浜金谷駅(同64,000キロメートル)までの区間、安房郡龍南町字吉浜地先(同68,440キロメートル)から同町字六大地先(同70,100キロメートル)までの区間及び南房総市若井井渡線(同74,240キロメートル)から同市小湊地先(同75,430キロメートル)までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる海岸線までの区域(ただし、自然公園区域を除く。)【S44-428】
- 東日本旅客鉄道株式会社の内房線のうち南房総市三原川津通線(森鉄駅起点104-019キロメートル)から同市和田町真地内鉄道橋(同105,434キロメートル)までの区間及び同市和田町浦駅北方(同106,870キロメートル)から船山市大堀駅南方(同115,468キロメートル)までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道敷及びその区間の鉄道から展望できる山側500メートル以内及び海岸線までの区域(ただし、自然公園区域を除く。)【S44-428】
- 京成電鉄京浜線のうち在倉市京成白井駅(上野駅起点46,200キロメートル)から同市町京成白井駅8号踏切(同50,198キロメートル)までの区間及び佐倉市京成大倉駅(同53,000キロメートル)から印旛郡酒々井町大崎京成西々井第4号踏切(同55,699キロメートル)までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から印旛郡を展望できる区域(ただし、自然公園区域を除く。)【S44-428】
- 九十九里有料道路(起点長生郡一宮町字新地甲字巻橋2465番地終点山武郡九十九里町大字片貝東流6928番地の144)の全区間の路面並びにその道路から展望できる降欄100メートル以内及び海岸線までの区域【S47-902】
- 千葉県道高速湾岸線の全区間及び一般国道357号の県内全区間の路面並びにそれらの両側100メートル以内の区域で道路から展望できる区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)【S61-317】

- 1 -

- 昭和51年市庁舎令第30号に定める市原緑地運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【S63-298】
- 昭和55年津市庁舎令第38号及び昭和56年津市庁舎令第28号に定める君津緑地運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域(ただし、主要地方道津市津湾津線及び一般国道16号の北側の区域を除く。)【S63-298】
- 昭和62年習志野市庁舎第17号に定める習志野緑地の供用区域の周囲50メートル以内の区域【S63-298】
- 昭和59年千葉県告示第1040号、昭和61年千葉県告示第580号及び昭和63年千葉県告示第777号に定める千葉市立運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【S63-298】
- 昭和51年船山市庁舎第28号及び昭和63年船山市告示第96号に定める城山公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H12-20】
- 昭和55年7月15日佐倉市公告(佐倉市公園の開設)、昭和56年3月26日佐倉市公告(佐倉市公園の開設)及び昭和58年5月17日佐倉市公告(佐倉市公園の開設)に定める岩名運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H12-20】
- 昭和57年告示第58号に定める袋公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H12-20】
- 我孫子市市庁舎令第37号(昭和37年我孫子市条例第10号)に基づく五木松公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H12-20】
- 昭和56年告示第28号に定める印旛村中央公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H12-20】
- 昭和63年印西町公告第3号及び平成元年印西町公告第10号に定める松山下公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H12-20】
- 昭和61年津市庁舎令第7号、昭和62年津市庁舎令第6号及び昭和63年津市庁舎第14号に定める富津緑地運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H12-20】
- 昭和59年千葉県告示第101号に定める印旛村西側緑地公園に附帯する駐車場の区域で次の図に示す区域及びその周囲50メートル以内の区域(「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県県土整備部公園緑地課及び印旛郡印旛村役場に備え置いて縦覧に供する。)【H6-553】

(第9号によるもの)

- 昭和60年千葉県告示第12号に定める千葉県立印旛手賀自然公園特別地域(柏市の区域を除く。)【S63-298】
- 市庁舎第11号及び管理に関する条例(昭和39年市庁舎条例第33号)に基づく市川市運動の昭和63年3月31日現在における供用区域及びその周囲50メートル以内の区域【S63-298】
- 船橋市市審議例(昭和39年船橋市条例第23号)に基づく船橋市馬込公園の昭和63年3月31日現在における供用区域の周囲50メートル以内の区域(船橋市の区域を除く。)【S63-298】

千葉県屋外広告物条例第6条の3第2項の規定による景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針

【 Ⅱ】は告示の年及び告示番号

- 景観保全型広告整備地区の名称

一般国道295号景観保全型広告整備地区
- 広告物等の表示及び設置に関する方針

一般国道295号は、東関東自動車道水戸線や一般国道51号と結ばれ、併設する新宮道自動車道とともに、新東京国際空港(以下「成田空港」といふ。)へのアクセス道路として本市の玄関口としての役割を担っている。

この道路地帯は、成田空港の暫定着走路利用開始を契機に、広告物の集合化など空港利用者の利便性の向上が図られるとともに、良好な景観の形成が期待されている。

このよことから、一般国道295号の沿道に景観保全型広告整備地区に指定し、以下の基本方針に基づき広告物等の表示や設置を目指すこととする。

 - 自然景観及び道路景観との調和を配慮した広告物の誘導

本地区は、豊かな自然景観が残され、景観に配慮した道路整備が行なわれていることから、これらの景観に配慮した広告物等の設置位置やデザイン面での誘導を図る。

 - 成田空港の利用者に配慮した広告物等の誘導

一般国道295号の利用者に対する広告物等の見やすさに配慮するとともに、成田空港を利用する外国人への案内広告の充実を図る。
- 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区 分	基 準
共通基準	1 旗で掲げた色彩をせず、周囲の景観との調和を図る。 2 広告物等の見やすさを損なわないものとする。 3 広告物等の場合は、燈光又は点滅を行わないとし、照明を用いる場合は、道路照明の光色等との調和に努める。
個別 自己の住居、事業建築物等に表 示する広告物等	1 建築物等から独立した広告物等は、多量に設置しないこととする。 2 建築物等から独立した広告物等 3 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の数値とする。 4 建築物等に表示し、又は設置する広告物等のデザインを統一し、景観に調和する。
道標・案内図板	1 自己の氏名、名称、商標を顕示に表示する。 2 建築物等から独立した広告物等 3 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の数値とする。 4 建築物等に表示し、又は設置する広告物等のデザインを統一し、景観に調和する。
公共機関が設置する広告物等	1 自然景観の調和を妨げない位置に設置し、道標のデザインと調和を図る。 2 案内図板については、多言語表記に努める。 3 民間の広告物等の視覚的な統一性を損ない周囲の景観との調和や集合化を図る。

【H16-412】

- 景観保全型広告整備地区の名称

「手賀沼ふれあいライン」景観保全型広告整備地区
- 広告物等の表示及び設置に関する方針

手賀沼北部の地域を東西につなぐ我孫子都市計画道路根戸新田布佐下線の一部の区域は、地域の住民から「手賀沼ふれあいライン」と呼ばれており、その沿道は、手賀沼周辺の自然に囲まれた美しい市街地帯からの眺望を確保して、我孫子市景観条例に基づき特定地区に指定され、建築等の行為の規制が誘導が図られている。

また、この地区は、手賀沼や斜面などの自然景観、あるいは沿道の街並み景観と調和した広告物等のデザインなど、良好な景観の形成も期待されている。

このよことから、「手賀沼ふれあいライン」及びその沿道地区を景観保全型広告整備地区に指定し、以下の基本方針に基づき広告物等の表示又は設置を目指すこととする。

 - 手賀沼周辺の自然景観との調和

手賀沼は千葉県立印旛手賀自然公園に指定され、水と緑の織り合はれた風景地帯として親しまれ、その周辺は斜面や田園が広がり、手賀沼と一体となった良好な自然環境を形成している。

 - 景観に配慮したまちづくりの推進

手賀沼の周辺には、我孫子市役所、我孫子市新生字習センター及び我孫子市手賀沼水広場などがあり、手賀沼を背景とした景観が形成されている。また、「手賀沼ふれあいライン」の沿道は、多様な商業施設には賑わい空間も形成されている。

このよから景観施設及び文化施設への利便性を考慮した案内表示を行なうとともに、快適な住環境にも配慮した広告物等、さらには、賑わい空間での節度ある広告物等へと誘導を図る。
- 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

3 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区 分	基 準
共通基準	1 旗で掲げた色彩をせず、周囲の景観との調和を図る。 2 広告物等の場合は、燈光又は点滅を行わないとし、照明を用いる場合は、道路照明の光色等との調和に努める。
位置及び形状	1 手賀沼や斜面などの自然景観への眺望を損なわないものとする。 2 建築物等から独立した広告物等は、多量に設置しないこととする。 3 建築物等から独立した広告物等 4 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の数値とする。 5 建築物等に表示し、又は設置する広告物等のデザインを統一し、景観に調和する。
色彩	1 旗で掲げた色彩をせず、周囲の景観との調和を図る。 2 広告物等の場合は、燈光又は点滅を行わないとし、照明を用いる場合は、道路照明の光色等との調和に努める。
意匠	1 自己の氏名、名称、商標を顕示に表示する。 2 建築物等から独立した広告物等 3 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の数値とする。 4 建築物等に表示し、又は設置する広告物等のデザインを統一し、景観に調和する。
その他表示及び設置の方法	1 自己の氏名、名称、商標を顕示に表示する。 2 建築物等から独立した広告物等 3 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の数値とする。 4 建築物等に表示し、又は設置する広告物等のデザインを統一し、景観に調和する。
個別 自己の住居、事業建築物等に表 示する広告物等	1 建築物等から独立した広告物等は、多量に設置しないこととする。 2 建築物等から独立した広告物等 3 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の数値とする。 4 建築物等に表示し、又は設置する広告物等のデザインを統一し、景観に調和する。
道標・案内図板	1 自己の氏名、名称、商標を顕示に表示する。 2 建築物等から独立した広告物等 3 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の数値とする。 4 建築物等に表示し、又は設置する広告物等のデザインを統一し、景観に調和する。
公共機関が設置する広告物等	1 自然景観の調和を妨げない位置に設置し、道標のデザインと調和を図る。 2 案内図板については、多言語表記に努める。 3 民間の広告物等の視覚的な統一性を損ない周囲の景観との調和や集合化を図る。

【H17-326Ⅱ】

- 14 -

- 平成6年千葉県告示第990号に定める袖ヶ浦都市計画道路大島居下宮田線の路面及びその両側の路面から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H17-478】
- 平成2年千葉県告示第642号に定める水更津都市計画道路専横部線のうち、平成2年千葉県告示第645号に定める上総新研究開発土地地区開発事業の区域を除く路面及びその両側の路面から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H17-478】
- 小湊地区広域営農団地農道のうち、袖ヶ浦市神崎2丁332番地から袖ヶ浦市横田字上田7462番地の3までの区間の路面及びその両側の路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H17-478】
- 千葉東金道路のうち、松尾橋交インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間の路面及びその両側の路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H10-377】
- 東金九十九里有料道路(東金市字方崎南線387番55地先から山武郡九十九里町真字南浜芝825番33地先)の全区間の路面及びその両側の路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H10-377】
- 高速自動車国道東関東自動車道千葉湾岸線のうち、水更津ジャンクションから君津インターチェンジまでの区間の両側の路面から側方へ100メートル以内の区域並びに一般国道127号のうち、京市三益津神田806番1地先から862番2地先までの区間で、次の図に示す区域の路面及びその路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域(「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県県土整備部公園緑地課及び君津市建築指導課に備え置いて縦覧に供する。)【H16-410】
- 高速自動車国道東関東自動車道千葉湾岸線のうち、富津中央インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまでの区間の両側の路面から側方へ100メートル以内の区域並びに一般国道127号のうち、富津市鴨川字清水548番1地先から550番3地先までの区間で、次の図に示す区域の路面及びその路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域(「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県県土整備部公園緑地課及び君津市建設部街づくりに係る課に備え置いて縦覧に供する。)【H17-324Ⅱ】
- 小湊川地区広域営農団地農道のうち、袖ヶ浦市横田字上田370番地1から戸籍地字西新田380番地5までの区間の路面及びその両側の路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H19-425】

(第7号によるもの)

- 一般国道126号のうち東金市大字山田字ワタ344番の1から東金市と千葉市の境界までの有料区間の両側の路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S54-39Ⅱ】
- 高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち高谷ジャンクションから習志野市と千葉市の境界までの区間の両側の路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域(船橋市の区域を除く。)【S61-317】
- 京葉道路(一般国道14号及び16号)のうち郡部地区から習志野市と千葉市の境界までの区間の両側の路面から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域(船橋市の区域を除く。)【S61-317】
- 高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち千葉市と四街道市の境界から茨城県境までの区間及び高速自動車国道新東京国際空港線の全区間両側の路面から側方へ500メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S63-298】

- 3 -

- 3 -

千葉県屋外広告物条例第5条の規定による禁止物件の指定

【 Ⅲ】は告示の年及び告示番号

(第1項第4号によるもの)

- 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設【H18-648】
- 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第34条の3第3号に規定する車両の運転者の視線を誘導するための施設及び同条第4号に規定する他の車両又は歩行者を誘導するための施設【H18-648】
- 国又は地方公共団体の公共的目的をもって、官公署、博物館、図書館、公園その他の施設に案内するために設置した標識【H18-648】

(第1項第5号によるもの)

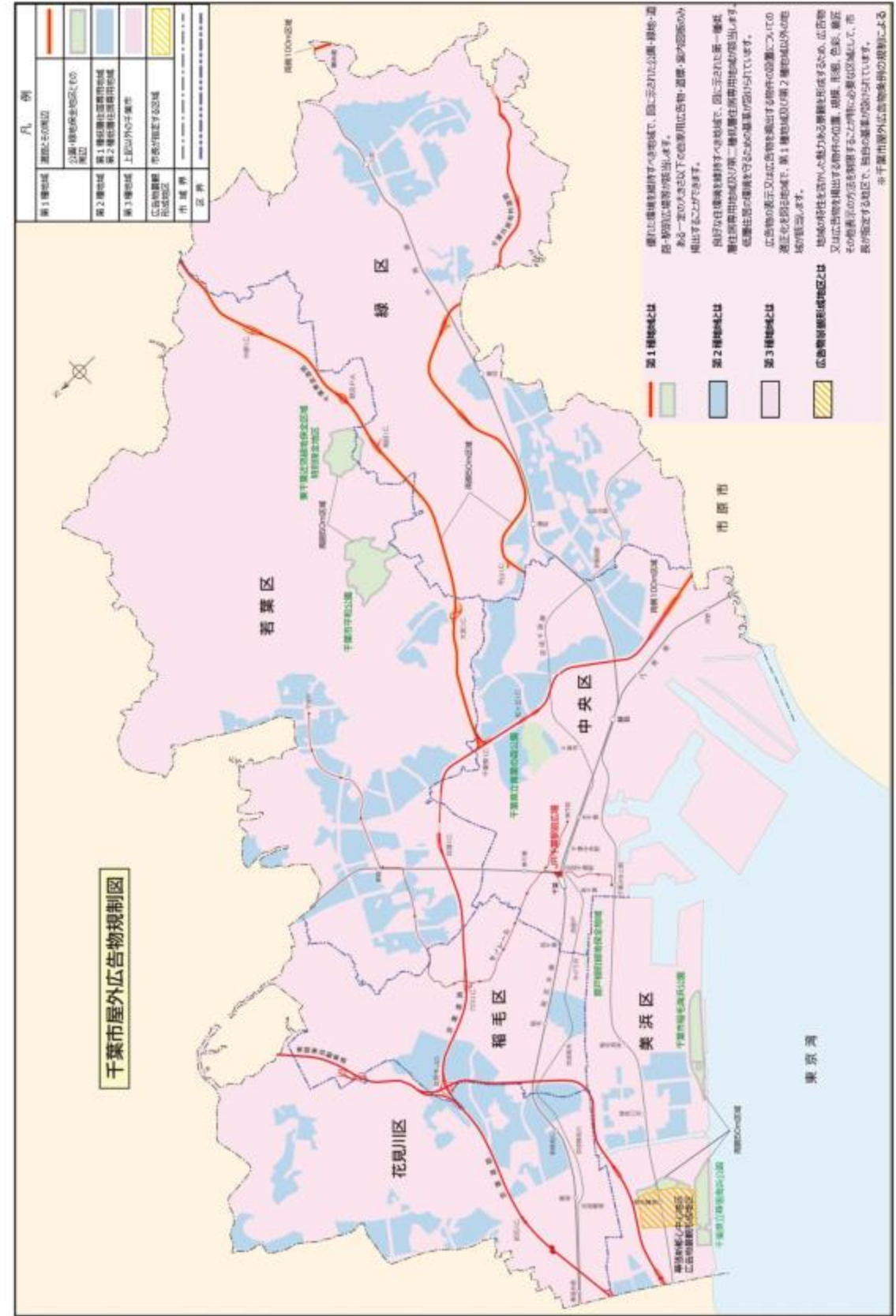
- 交通信号機及び道路標識を歪変している電柱、電話柱及び街灯柱【S44-429】

千葉県屋外広告物条例第6条の規定による許可地域等の指定

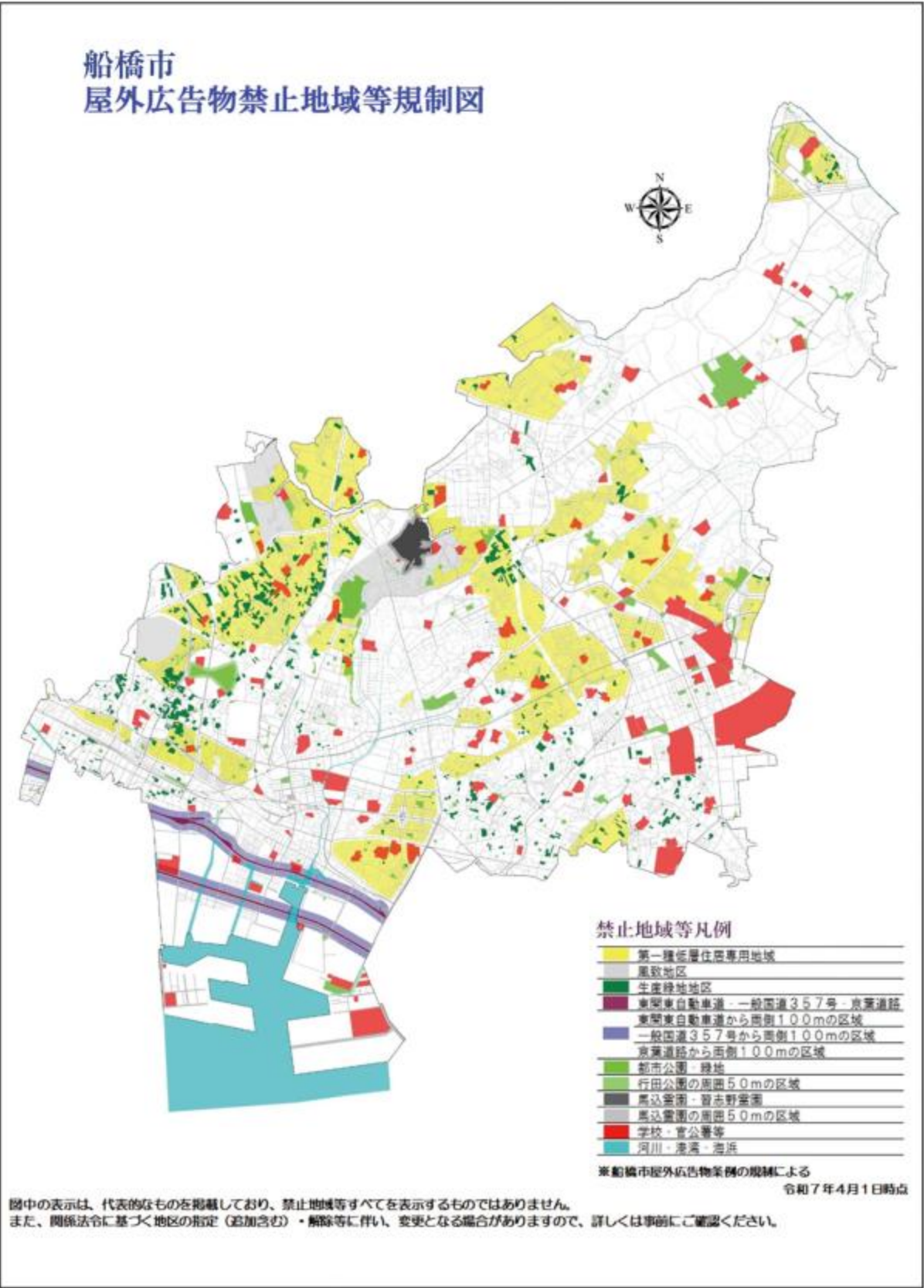
【 Ⅳ】は告示の年及び告示番号

(第1項第2号及び第3号によるもの)

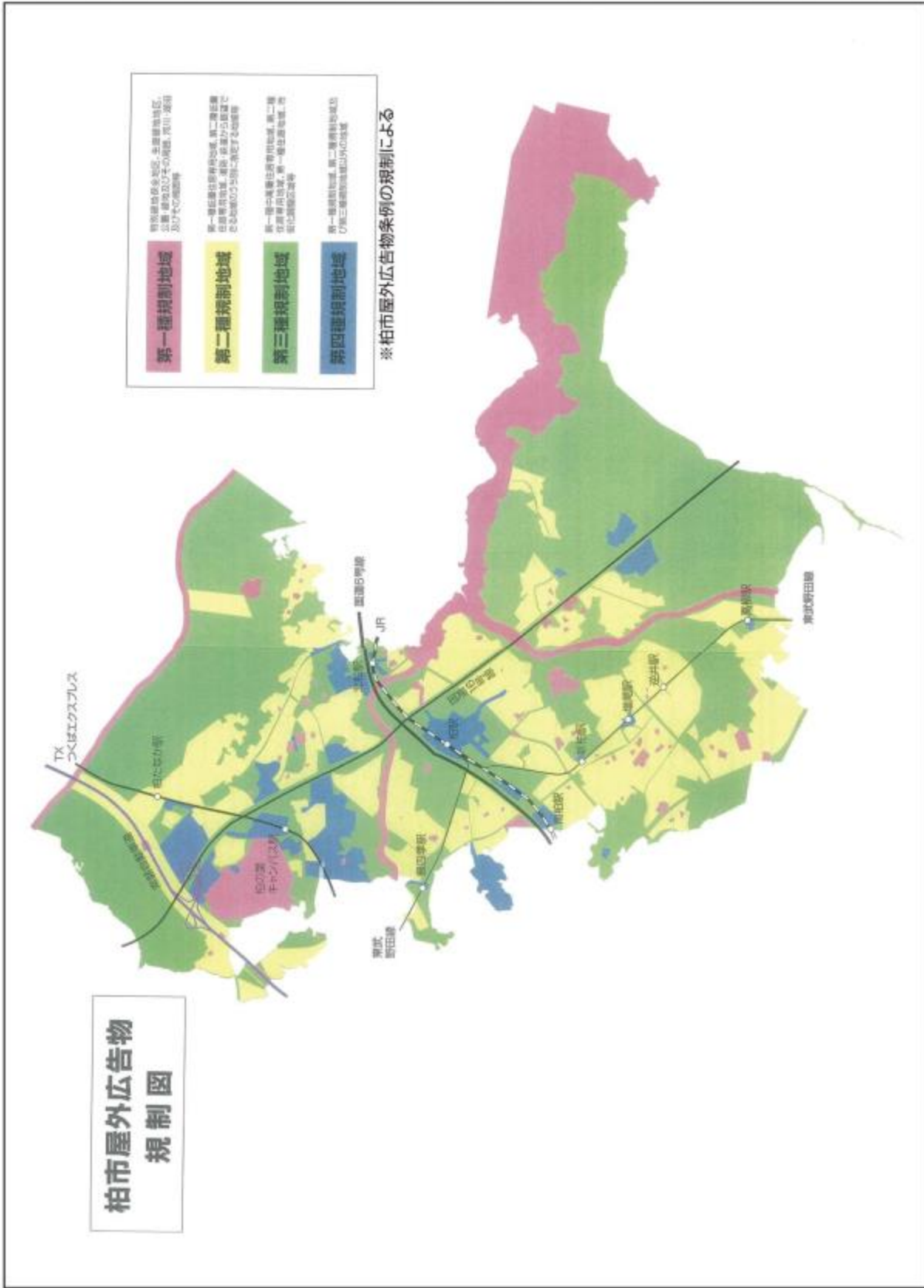
- 一般国道9号線のうち千葉市内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(柏市の区域を除く。)【S44-430】
- 一般国道14号線のうち千葉市内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)【S44-430】
- 一般国道16号線のうち千葉市内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。)【S44-430】
- 一般国道51号線のうち千葉市内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市の区域を除く。)【S44-430】
- 一般国道126号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市の区域を除く。)【S44-430】
- 一般国道127号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域【S44-430】
- 一般国道128号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域【S44-430】



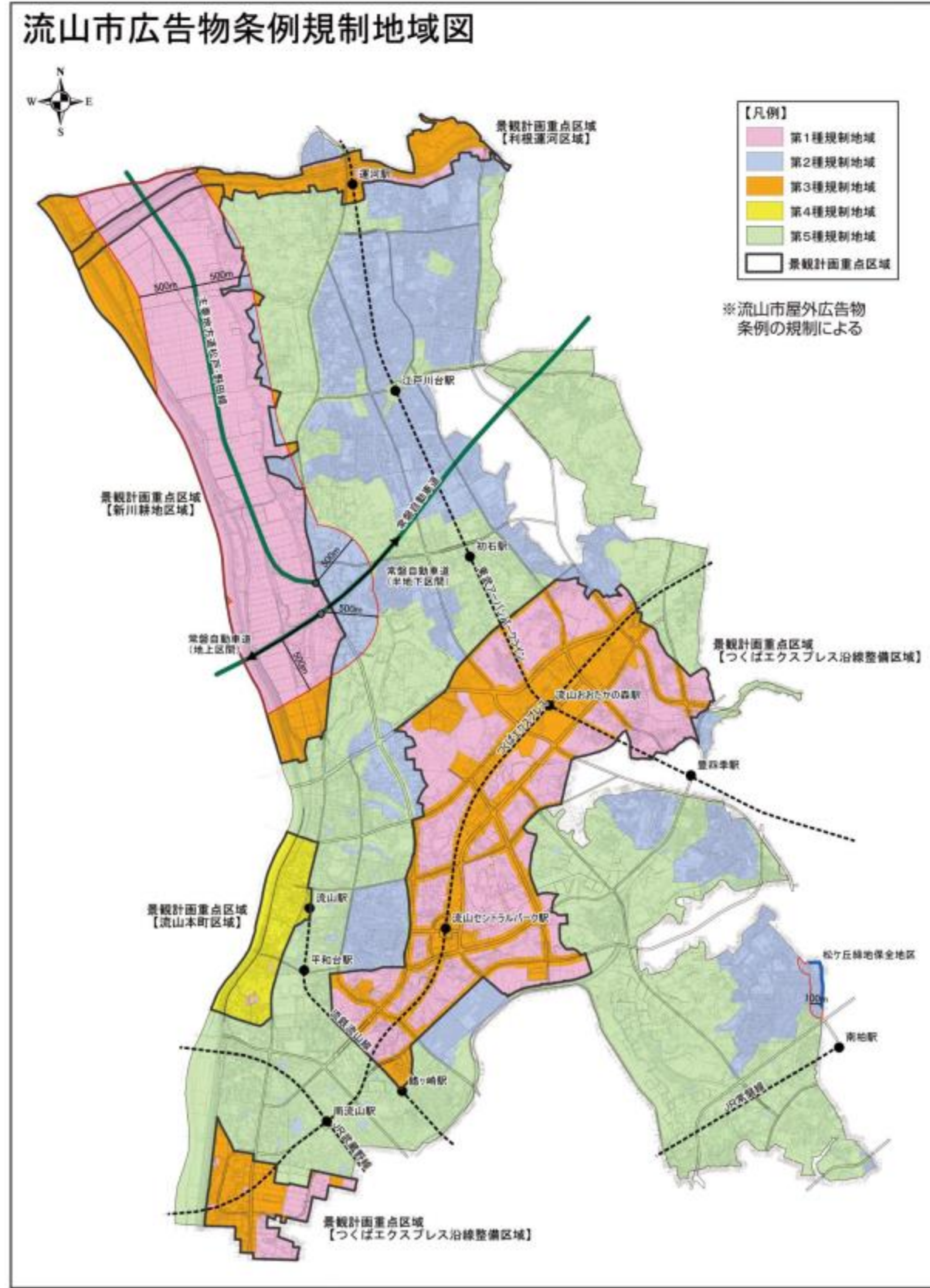
- 12 -



- 13 -



- 14 -



- 15 -